

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 施行規則の一部改正案の概要（保育所におけるみなし看護師等 の雇用に当たっての乳児の在籍人数要件の撤廃について）

令和 5 年 1 月 6 日
沖縄県子ども生活福祉部
子育て支援課

1 経緯

- 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)附則第2項の規定により、経過措置として、乳児4人以上を入所させる保育所に限り、当分の間、保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を1人に限り保育士とみなすことができることとされている。
- 少子化の進行等により保育所に入所する乳児の数が4人付近となるケースが増えている。この場合、看護師等の処遇が乳児1人の入退所に左右され安定しないとの指摘があり、引き続き安定して看護師等が勤務することを可能とする必要がある。そのため、厚生労働省に設置された「国家戦略特別区域ワーキンググループ（令和3年12月20日）」での検討結果を踏まえ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第159号)が公布され、改正省令第2条の規定により、当該規定について、乳児の在籍人数の要件が撤廃された。
- 上記を踏まえ、沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則について、所要の改正を行う必要がある。

2 省令改正の主な内容

乳児の在籍人数の要件を撤廃することとするが、これに伴い、条文上は看護師等のみで乳児への保育を行うことが可能となってしまうことから、別途、保育士と合同で保育を行う旨の要件を課すとともに、各々の看護師等の最低限の資質の確保の観点から、保育に係る一定の知識と経験を有することを要件として明確化する。

※一定の知識と経験についての具体的な要件は別添「令和4年11月30日付け事務連絡」参照

3 検討の視点

沖縄県では、条例施行規則の改正にあたり、次の観点から検討を行うこととする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 省令の基準のとおり定めることは適当であるか。② 地域の実情に応じて省令の基準と異なる基準を定める特段の事情はないか。 |
|---|

上記の観点に基づき検討した結果、省令で改正された基準については、そのとおり県基準を改正する予定である。